

## ○ 国立大学法人山梨大学研究ライセンスポリシー

制定 平成 21 年 3 月 18 日  
改正 平成 28 年 3 月 29 日

国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）は、真理の追究と学問の自由を大切にし、学術成果として得られた知的財産について産業界への技術移転を柔軟かつ積極的に促進し、社会が求める産業分野の支援と技術開発を目指す。そのため、以下の方針に沿って研究ライセンスに関する業務を行う。

- 一、 本学は、他の大学等（注 1）から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（以下「研究ライセンス（注 2）」という。）を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与する。
- 二、 研究ライセンスの対価は、ロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。
- 三、 本学が研究ライセンスの供与を受けた場合は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究（注 3）であることを認識し、知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスにより研究を行う者が、研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するようその管理に努める。
- 四、 本学は、研究ライセンスが、簡便で迅速な手続きにより行われるよう努める。
- 五、 大学等の研究の場において研究ライセンスが円滑に活用されるためには、発明者である研究者の理解と協力が不可欠である。このため、本学は、研究者との認識共有を進めるよう努める。

### 〔注釈〕

- （注 1） 本ポリシーにおいて「大学等」とは、わが国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。
- （注 2） 本ポリシーにおける研究ライセンスは、大学等が所有する知的財産権を対象とし、大学等以外の者が一部又は全部を所有する知的財産権は含まない。
- （注 3） 本ポリシーにおいて「非営利目的の研究」とは、大学等において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。